

平成29年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録（概要版）

日 時 平成29年5月24日（水）午後18時00分～19時30分

場 所 石狩市役所3階 庁議室

出席者

[委 員] 向田 直範 会長

矢吹 徹雄 副会長

植松 美由紀 委員

村上 岑子 委員

[事務局] 総務部長 及川 浩史

同部情報政策課長 椿原 功

同課文書・統計担当 主査 作田 洋二

同課文書・統計担当 主任 泉 亮子

[諮問課] ①行政管理課

課長 森本 栄樹

傍聴者 なし（非公開）

議 題

【諮問】

個人情報開示決定等についての審査請求に係る審査諮問（総務部行政管理課）

○第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会開会

【椿原課長】皆様お疲れのところお集まりいただきご苦労様です。ただいまから平成

29年度第2回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開催いたします。それでは会長よりご挨拶をお願いします。

【向田会長】こんばんは。かなり分厚い資料がありますので、長時間の議論になるかと思いますがよろしくご協力お願い致します。それでは、本日の進行について事務局より説明をお願いします。

【椿原課長】本日は総務部行政管理課所管の個人情報開示決定等についての審査・諮問になります。審査請求に係る審議ため石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定に基づいて会議は非公開で行います。

【向田会長】それでは諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【及川部長】＝諮問書読み上げ＝（石行管第35号の読み上げ）

【向田会長】それでは、事務局から本日の諮問内容と資料の説明についてお願いします。

※審査請求についての審査を行うための会議となり、石狩市情報公開・個人情報保護審査会条例第5条第4項の規定により、会議の公開が適当でないと明らかに認められるものとして非公開とされたもので審議の詳細も非公開とし、要点のみ記載とする。

○実施機関より本件公文書不開示決定についての審査請求について説明

審査請求の対象となった処分は、審査請求人が石狩市個人情報保護条例第14条に基づき、平成28年12月27日付けでした開示請求に対して、実施機関が平成29年1月17日付け石行管第795号で行った一部開示決定である。

不開示とした理由は対象文書中、聴取内容である当該情報が開示されることにより、今後、実施機関の職員が聴取内容に対する審査請求人からの非難等を恐れ、事情聴取を拒み、または事実をありのまま述べることに消極的になる可能性が否定できない。その結果、実施機関において、今後、請求に係る資料作成に際し、正確な

事実の把握が困難になり、ひいては必要な情報が十分に得られなくなる事態が起きるなど、本市が行う調査事務若しくは同種の事務において事務の目的が達成できなくなり、円滑な遂行に支障を及ぼす恐れが見込まれるためである。

○審査請求人の主張の骨子

石狩市長が原処分理由として示した「石狩市個人情報保護条例（以下「条例」という。）第16条第4号により、開示の請求に関する調査の実施に当たり、関係者の事実確認の調査内容を開示することにより、市の事案の実態に即した適正な調査事務の遂行に支障を及ぼす恐れがあるため」との判断は、次のとおり失当であり、不開示の根拠とはならない。

- (1) 条例第16条第4号は、「開示の請求に係る個人情報個人が個人の指導、診断、評価、選考等に関するものであって、請求者に開示をすることにより、当該指導、診断、評価、選考等に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるとき」と規定している。
- (2) これを本件についてみると、審査請求人は調査の時点において、職場での評価等と無関係である。ゆえに、これらについて著しい支障は生ずるおそれはない。
- (3) 審査請求人に情報が開示されると、調査において関係者が真実と思うことを言いづらくなるという支障が生ずることも想定されるが、これについても本件において開示しないことを前提に調査を行ったという事実はないから、開示によって調査に著しい支障が生ずるおそれはない。
- (4) また、調査結果の部分については、審査請求人に開示しても、人間関係が悪化することはなく、やはり著しい支障は生ずるおそれはない。
- (5) [「〇〇 〇〇」氏の請求に係る関係者聞き取り結果]中、聞き取り事項(1)の質問内容と思われる箇所も不開示となっているが、質問であるならば質問自

体に不開示事由はない。

(6) 以上より、本件請求は条例第16条第4号の不開示事由に該当せず、すなわち条例第15条により対象文書を全部開示すべき場合であるから、実施機関は直ちに原処分を取り消し、本件請求を認めるべきである。

○実施機関が検討した結果

本件処分における不開示部分は、当該文書のうち内部調査資料の聴取内容に関する請求人の評価に関するものであることから、条例第16条第4号の「評価に関するもの」に該当する。

本件調査は請求において、請求人の主張に係る事実について客観的かつ中立的にその存否を含めた確認を行う必要がある。

調査の客観性及び中立性が保障されない場合は、調査を基礎とした認定に著しい支障を生ずる恐れがあるため、調査過程及びその事後において、これらが保障されるような方法を取る必要がある。

仮に被聴取者の発言を審査請求人に開示するとした場合、被聴取者が非難等を恐れ、事実をありのままに述べることに消極的になり、また調査への任意の協力を拒否する可能性がある。

本件における開示を契機として、今後の調査においても必要な情報が得られなくなり、正確な事実の把握が困難となることによって調査の客観性及び中立性が損なわれてこれを基礎とする認定において著しい支障が生ずる恐れがある。

以上から、原処分は妥当であって、審査請求には理由がないと考える。

○審議内容（質疑応答）

- ・聞き取り調査の中で退職した方もいるのですね。

→はい、います。

- ・もし全部明らかにすると評価等に著しい支障が生ずる恐れがあると認められるときと判断をしたが、その判断はなんですか。

→事実関係というのは客観的中立的に実施しなければならないということでございます。聞き取った情報が全部オープンになることによって、後々それが非難を浴びるという可能性がでてくる。そのため事実を述べなかつたり消極的になつたりすると正確な事実の把握が難しくなり、調査の客観性中立性が保障されなくなる。

当然それに伴って認定自体がきっちりされなくなると。例えば内申書ですが、後々オープンされることによって、先生がきちんとした情報を書けなくなるとかそういったことがございます。そういうものと性質は似ており、明らかになったもの以外は全部黒塗りにしたというものでございます。

- ・要するに今後の事実調査において協力を得られなくなると。そうすると組織としての業務が行えなくなると。そういうことで不開示だと。そういうことですね。

→はい、そうです。

- ・一般的に他人の評価を公表しますよ、と言ったら情報を得られない可能性もありますよね。いかがでしょうか。

- ・真っ黒なのはなんでこんなことするのか、これ見せたくないのだなど、隠しているのだなど、本人がそういうような感覚になることは確かですよ。

・それを言い出すとそういう人がいたら調査ができなくなるのですよね。多分ここに書いてあること全部話したら、例えば〇〇個人に損害賠償請求するという危険がありますから一切答えないのがいいということになってしまって何も答えてくれなくなります。

○結論

審査請求人は①本件調査の時点で、組織における評価と無関係であったこと、②調査において情報を開示しないことは前提となっていないこと、③関わっていない者への調査結果の部分開示について、審査請求人は本件における個人的な感情としては著しい支障が生じるおそれはないこと、④聞き取り事項（１）の質問内容と思われる箇所について、審査請求人は当該箇所については不開示事由がないことを理由として条例第１６条第４号の規定する開示による著しい支障が生ずるおそれはない旨主張している。

しかし、①については行政組織内部の個人の評価等において、これらに関する情報が開示されると、現在及び将来にわたり評価等の適正な制度運営や事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合は開示しないことをも定めたものと解される。

②については本件調査制度は、そもそも聴取内容を請求者本人に開示することを予定していないものであるから、本件調査は開示しないことを前提に行われたといえる。③については結果として審査請求人にとって中立的・好意的な発言内容になっている聴取内容を開示したとしても、聞き取り対象者が審査請求人から非難される可能性は少ないともいえる。しかし、聴取内容が審査請求人にとって中立的・好意的なものであるか否かによって開示の可否を判断してこれを開示すると、必然的に不開示情報の内容が審査請求人にとって好意的ではない評価を含むものであることを推認させることになる。

④については当該文書の不開示部分は全体として審査請求人に対する情報を構成しており、一体不可分とみなし得るものである。

以上、本市が行う調査事務や同種の事務の遂行において、「著しい支障を生ずるおそれ」とは情報開示による利益と支障を比較衡量した上で、開示の必要性を考慮してもなお、適正な制度運営や事務の遂行に及ぼす支障が看過できない程度のものであることをいう。

したがって、「著しい支障を生ずるおそれ」とは抽象的な可能性では足りず、相当な蓋然性が認められなければならないと解される。

審査請求人の過去の時点での評価等に関する情報が開示されると、制度運営及び事務遂行上、今後評価者等において被評価者からの非難等を恐れ、評価等の基礎となる事実についてありのままの情報を記載し、これに基づく評価等を適正に行えないなど、著しい支障を生じるおそれがあると認められる。

したがって、当該情報を開示することにより、「著しい支障を生じるおそれ」については相当の蓋然性を有しているといえる。

【向田会長】 これをもちまして審査会を終わりにさせていただきます。

○閉 会